

国家公務員に係る施策の実施状況

(内閣官房内閣人事局提出資料)

平成27年2月20日

過労死等防止対策推進協議会(第2回)

国家公務員に係る過労死等の防止のための対策

- 1 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」等による超過勤務縮減対策等に向けた取組（参考1）

- 2 心の健康づくりのための管理職員等を対象とした取組
 - (1) メンタルヘルスに係る講演会等（参考2）
 - ア 管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー
 - イ 各府省等カウンセラー講習会
 - (2) eラーニングによるメンタルヘルス講習（参考3）

- 3 ハラスメント防止のための管理職員等を対象とした取組
 - (1) eラーニングによるハラスメント防止講習（参考4）

国家公務員における超過勤務縮減等に向けた取組について

- ・ 現在、政府の重要課題として、国家公務員の女性活躍とワークライフバランスの推進に取り組んでおり、平成26年10月17日に、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（以下「取組指針」という。）を全府省の事務次官級で構成する会議において決定、公表。
- ・ 男女全ての職員の「働き方改革」を進めていくことが不可欠であり、取組指針においても、超過勤務縮減を含めた具体的な取組内容を盛り込んでいる。
- ・ 現在、全府省において、取組指針を踏まえた取組計画を策定したところであり、今後取組指針及び取組計画等を踏まえ、政府一丸となって取組を進めていく。

取組指針における「働き方改革」（概要・抜粋）

○価値観・意識の改革

- ・ 各府省の大臣、事務次官等から管理職員等に対し、ワークライフバランスの推進や働き方に対する価値観の変革についての明確なメッセージを継続的に発出。
- ・ 働き方改革に集中的に取り組む期間としてワークライフバランス推進強化月間(7・8月)を実施。
- ・ 管理職員等を始め、ワークライフバランス実現の取組を人事評価に反映。

○職場における仕事改革

- ・ 職場レベルで業務の効率化や職場環境の改善策を策定し、個々の職場の自主的な改革を進める。
- ・ 各府省事務次官等が、部局ごとの超過勤務や休暇の取得状況などを直接把握し、徹底した削減、取得促進努力を行う。内閣人事局も各府省と共に対策を進める。
- ・ 法令、国会業務を効率化、府省間協議のルールを厳格化し、各府省への浸透を徹底。

平成26年度におけるメンタルヘルス関係講演会等

1. 管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー

ブロック名	開催日	講師	対象者
中央ブロック (東京都)	平成26年7月17日(木)	明治大学教授 諸富 祥彦	開催ブロックに所在する 国の機関の 管理監督者
東北ブロック (仙台市)	平成26年7月25日(金)	東北大学大学院准教授 若島 孔文	
中国ブロック (広島市)	平成26年9月2日(火)	岡山大学大学院教授 田中 共子	
北海道ブロック (札幌市)	平成26年10月17日(金)	北海道医療大学教授 堀内 ゆかり	
北陸ブロック (金沢市)	平成26年11月21日(金)	金沢工業大学大学院教授 塩谷 亨	
中部ブロック (名古屋市)	平成27年3月3日(火)	名古屋大学大学院教授 伊藤 義美	

2. 各府省等カウンセラー講習会

ブロック名	開催日	講師	対象者
四国ブロック (高松市)	平成26年9月26日(金)	ステージ・カウンセリン グセンター代表 田中 梅野	開催ブロックに所在する 国の機関の カウンセラー (職員が専任又は兼任し ているものに限る。)、 及び事務担当者
東北ブロック (仙台市)	平成26年10月31日(金)	岩手大学准教授 奥野 雅子	
九州ブロック (福岡市)	平成26年11月28日(金)	九州大学大学院教授 増田 健太郎	
沖縄ブロック (那覇市)	平成26年12月5日(金)	琉球大学准教授 伊藤 義徳	
関東ブロック (さいたま市)	平成27年1月29日(木)	跡見学園女子大学教授 野島 一彦	
近畿ブロック (大阪市)	平成27年2月25日(水)	追手門学院大学教授 三川 俊樹	

メンタルヘルス講習(e-ラーニング)の実施について

【ラインケア】(H22年度～) (部下を持つ上司としてのメンタルヘルスケア)

受講対象者(約4,000人)

- ・ 新任の管理職員
- ・ メンタルヘルスケアの知識を得たいと希望する職員

① 標準学習時間 120分

② 学習の目的

職場のメンタルヘルス対策を行う場合の管理職員の役割を習得します。

③ 学習内容

- ・ メンタルヘルス推進の意義
- ・ 職場の管理職員の役割
- ・ 職員への復帰支援のポイント

【相談対応方法】(H25年度～) (部下を持つ上司としての傾聴方法)

受講対象者(約6,000人)

- ・ ラインケア受講修了職員
- * ラインケアの当年度受講修了予定職員及び過年度において受講修了した職員

① 標準学習時間 50分

② 学習の目的

悩んでいる部下からの相談を、ただ「聞く」のではなく、心で「聴く」ための心構えや技術を学びます。

③ 学習内容

- ・ 管理職員の職務としての相談対応の位置づけ
- ・ どのような場面で相談対応が必要か
- ・ 相談対応のためのポイント

ハラスメント防止講習(e-ラーニング)の実施について

【 職場におけるセクハラ・パワハラ対策 】 (H26年度試行)

受講対象者 (約2,000人)

- ・ 新任の管理職員
- ・ ハラスメントに関する知識を得たいと希望する職員

① 標準学習時間 60分

② 学習の目的

ハラスメントに関する基礎的な知識を習得させるとともに、ハラスメント防止の必要性に対して理解を深める。

③ 学習内容

- ・ セクハラ・パワハラとは何か
- ・ ハラスメントが及ぼす影響と防止の重要性
- ・ 職場の管理職員の役割